

分別収集計画

令和元年 7 月

枕崎市

目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の種類区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別適合物ごとの量及び 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別適合物ごとの量及び 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

枕崎市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた経済社会並びにライフスタイルを見なおし、循環型社会を形成していくことが必要である。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

このような状況で、廃棄物についてはその発生を抑制しつつ、有用なものは循環資源として利用し、また、利用できないものについては適正に処理しなければならない。

現在、本市が加入する南薩地区衛生管理組合の施設については、計画的に改修工事等を行いながら、施設の老朽化対策に努めている。広域処理のメリットを十分に発揮するため、南薩地区衛生管理組合並びに枕崎市・南さつま市・南九州市及び日置市において新たな施設の令和6年度供用開始を目指して進めている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① 製造から廃棄まで、あらゆる段階でのごみの排出抑制
- ② 資源化率を高める資源循環型社会の構築
- ③ 住民・事業者・行政が一体となった取り組みによる環境負荷の低減
- ④ 質の高い分別による資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5ヵ年計画とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画の対象品目は、容器包装廃棄物のうち以下のとおりとする。

- ① アルミ製容器、スチール製容器
- ② 無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器
- ③ ペットボトル
- ④ プラスチック製容器・包装（白色トレイを含む）
- ⑤ 段ボール、その他紙製容器
- ⑥ 飲料用紙製容器

また、上記容器包装リサイクル法に基づく品目以外にその他の資源物として、生きびん、新聞紙、雑誌及び布類についても分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

品 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	398t	391t	384t	377t	370t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、住民、事業者、再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることとし、次のような方策を重点的に実施する。

① 教育、啓発活動の充実

◇衛生自治団体連合会との連携を図り、指定ごみ袋の利用の徹底と、チラシや市広報紙などによる分別の普及・啓発活動を行う。

◇公民館をはじめ老人会や婦人会などのグループや、学校や子供会などの教育現場等に対しても、ごみの分別・排出抑制・再生利用のための出前講座を実施する。

② 過剰包装の抑制

◇スーパーマーケット等の小売店に対し簡易包装の協力依頼を行い、市民に対しても包装に係る廃棄物を減らすことへの啓発活動を行う。

◇レジ袋削減(マイバック)運動では、購入助成など衛生自治団体連合会との連携を図るとともに、小売店での取り組み情報の普及活動を行う。

◇リターナブル容器や、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定める。

また、住民の協力度、組合が有する再生施設、収集機材等を勘案し収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> { </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 </div> </div>	ガラスびん (無色、茶色、その他)
主として紙製の容器であって、飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料または醤油を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」という。)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	34 t		33 t		32 t		31 t		30 t	
主としてアルミ製の容器	32 t		31 t		30 t		29 t		28 t	
無色のガラス製の容器	(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t		(合計) 26 t	
	(引渡) 26 t	(独自)	(引渡) 26 t	(独自)	(引渡) 26 t	(独自)	(引渡) 26 t	(独自)	(引渡) 26 t	(独自)
茶色のガラス製の容器	(合計) 44 t		(合計) 43 t		(合計) 42 t		(合計) 41 t		(合計) 40 t	
	(引渡) 44 t	(独自)	(引渡) 43 t	(独自)	(引渡) 42 t	(独自)	(引渡) 41 t	(独自)	(引渡) 40 t	(独自)
その他のガラス製の容器	(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t		(合計) 9 t	
	(引渡) 9 t	(独自)	(引渡) 9 t	(独自)	(引渡) 9 t	(独自)	(引渡) 9 t	(独自)	(引渡) 9 t	(独自)
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	127 t		125 t		123 t		121 t		119 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	13 t		13 t		13 t		13 t		13 t	
	(引渡) 13 t	(独自)	(引渡) 13 t	(独自)	(引渡) 13 t	(独自)	(引渡) 13 t	(独自)	(引渡) 13 t	(独自)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油を充填するもの	60 t		59 t		58 t		57 t		56 t	
	(引渡) 60 t	(独自)	(引渡) 59 t	(独自)	(引渡) 58 t	(独自)	(引渡) 57 t	(独自)	(引渡) 56 t	(独自)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	49 t		48 t		47 t		46 t		45 t	
	(引渡) 46 t	(独自)	(引渡) 45 t	(独自)	(引渡) 44 t	(独自)	(引渡) 43 t	(独自)	(引渡) 42 t	(独自)
(うち白色トレイ)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
	(引渡) 3 t	(独自)	(引渡) 3 t	(独自)	(引渡) 3 t	(独自)	(引渡) 3 t	(独自)	(引渡) 3 t	(独自)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
20,194人 (対前年度比)	19,830人 (対前年度比)	19,473人 (対前年度比)	19,123人 (対前年度比)	18,779人 (対前年度比)
98.2%	98.2%	98.2%	98.2%	98.2%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行のステーション方式による収集体制を継続して実施する。
 なお、現在集団回収を実施している育成会・スポーツ少年団・PTA等市民団体についても引き続き実施をお願いしていくこととする。

容器包装廃棄物の種類		分別の区分	収集方法	選別・保管方法	備考
缶	スチール	缶類	市委託業者による定期収集	組合による選別・保管	
	アルミ				
びん	無色のガラス	ガラスびん	市委託業者による定期収集	組合による選別・保管	
	茶色のガラス				
	その他のガラス				
	生びん				
紙	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	市委託業者による定期収集	組合による選別・保管	
	段ボール	段ボール			
	その他の紙類	その他紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市委託業者による定期収集	組合による選別・保管	
	その他のプラスチック	その他のプラスチック	市委託業者による定期収集	組合による選別・保管	
		白色トレイ	市委託業者による定期収集	組合による選別・保管	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類については内鍋清掃センター粗大ごみ処理施設で機械選別を行ない、圧縮保管し、びん、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については手選別を行ない、中間処理についても内鍋清掃センター施設を活用する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶類	指定袋	パッカー車	内鍋清掃センター 機械選別・圧縮 ストックヤード
アルミ				
無色のガラス	ガラスびん	指定袋	平ボデートラック	内鍋清掃センター 手選別 ストックヤード
茶色のガラス				
その他のガラス				
生びん				
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	指定袋	平ボデートラック	内鍋清掃センター 手選別 ストックヤード
段ボール	段ボール	紐かけ		
その他の 紙製容器包装	その他の 紙製容器包装	指定袋		
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	パッカー車	内鍋清掃センター 手選別・圧縮 ストックヤード
その他のプラスチ ック製容器包装	その他のプラス チック製容器			
	白色トレイ			

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ①容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民や事業者の意見、要望を反映させるとともに消費者や事業者、行政、自治会等が協力して分別収集推進体制を整備していく。
- ②生きびんについては、消費者及び各種団体に酒店への返却を啓発していく
- ③容器包装廃棄物以外のリサイクルを推進していく。
- ④ごみ減量に関する市民フォーラム、フリーマーケット等のイベントを実施していく。